

令和 4 年10月から後期高齢者で 2 割負担になる患者の一部負担金について

令和 4 年 9 月

北埼玉歯科医師会医療保険部

配慮措置があり 1 ヲ月に一部負担金が 6,000 円（3,000 点）以上になった場合、それ以降は 1 割負担になります。

2 割負担の患者で合計点数が 3,000 点以下、及び 1 割・3 割負担の患者は今まで通りです。

一部負担金の計算は「1 円単位」、窓口の徴収では「10 円単位（四捨五入）」となります。

○具体的な負担金計算

	当日の点数	月の合計点数	一部負担金 (1 円単位)	窓口徴収額 (10 円単位)
10 月 3 日	839 点	839 点	1,678 円 (3,000 点以下の為 2 割)	1,680 円
10 月 11 日	790 点	1,629 点	1,580 円 (3,000 点以下の為 2 割)	1,580 円
10 月 17 日	2,488 点	4,117 点	3,859 円	3,860 円

【合計点数が 3,000 点を超えた為、1 割で再計算し 3,000 点（円）を加え、

すでに 2 割で集金した金額を差し引きます。】

$4,117 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} - 3,258 \text{ 円} [1,678 \text{ 円} + 1,580 \text{ 円}] = 3,859 \rightarrow 3,860 \text{ 【徴収】}$

○22 日以降も診療日ごとに計算してください。

	1 日の点数	合計点数	一部負担金 (1 円単位)	窓口徴収額 (10 円単位)
10 月 22 日	260 点	4,377 点	260 円	260 円

$4,377 + 3,000 - 7,117 [1,678 + 1,580 + 3,859] = 260 \rightarrow 260 \text{ 【徴収】}$

10 月 25 日	1,718 点	6,095 点	1,718 円	1,720 円
10 月 31 日	9,367 点	15,462 点	9,367 円	8,900 円

(高額療養費 18,000 円該当)

【高額療養費該当の場合、月の支払いが 18,000 円までとなりますので、それまでに

支払った窓口徴収額を自己負担限度額（18,000 円）から差し引きます。】

$18,000 - 9,100 [1,680 + 1,580 + 3,860 + 260 + 1,720] = 8,900 \text{ 【徴収】}$

【高額療養費該当の場合の注意】

一部負担金の計算は 1 円単位にて計算

窓口徴収額計算は実際に徴収した金額（10 円単位）にて計算